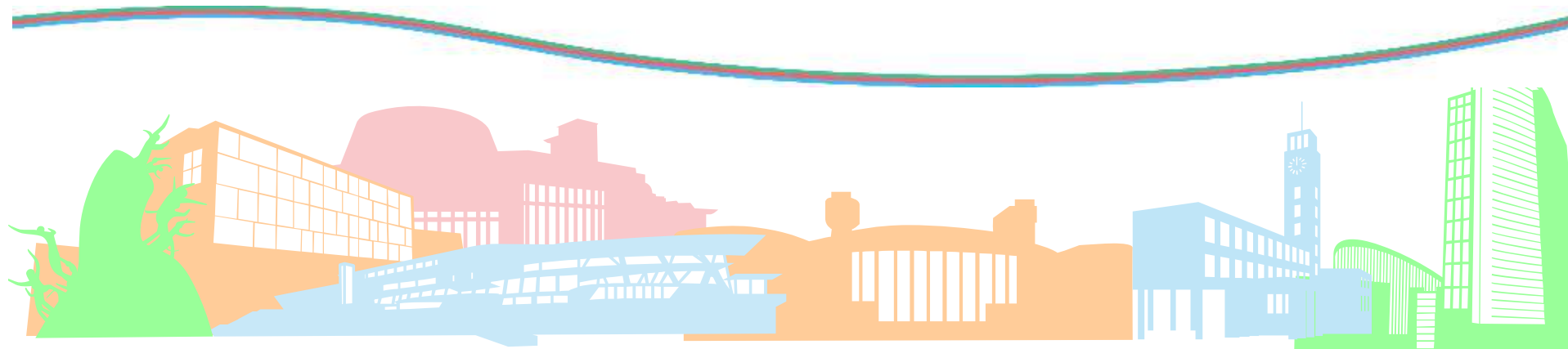
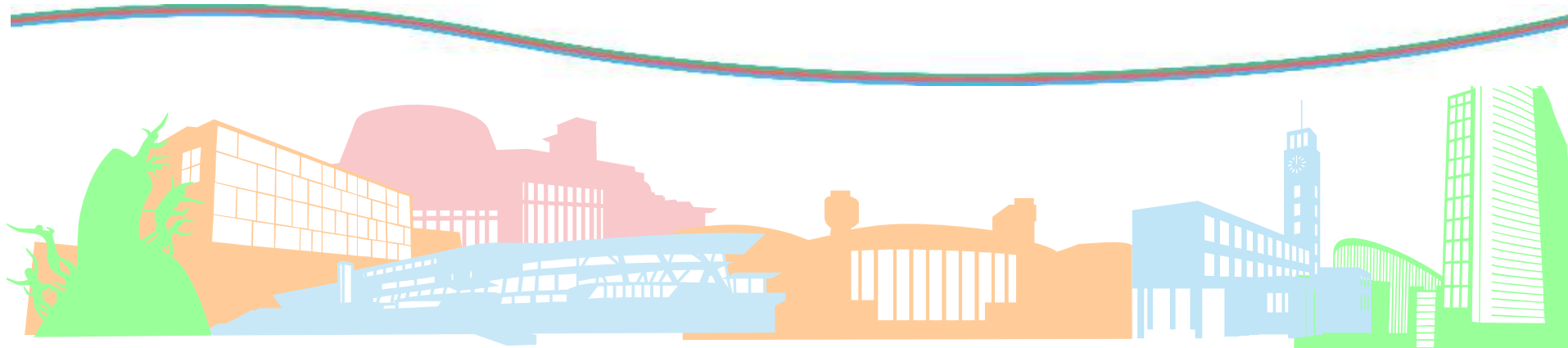


地域包括支援センター運営協議会について



- 1 地域包括支援センターの機能と役割**
- 2 地域包括支援センター運営協議会**
- 3 スケジュール**

1 地域包括支援センターの機能と役割



地域包括支援センターとは

高齢者の方が、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの職員が、**介護・福祉・健康・医療などの様々な御相談に応じる「高齢者の方等の身近な相談窓口」**です。

市内**49か所**のセンターを設置

面積 ÷ **3km²**

1センターあたりの
平均

人口 ÷ **3万人**

(内、高齢者人口) ÷ **6千人**

【参考】根拠条文等

地域包括支援センターは、包括的支援事業等（総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援）の実施により、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

（介護保険法第115条の46より）

地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに生かしながらチームで活動し、**地域住民とともに地域のネットワークを構築**しつつ、**個別サービスのコーディネート**をも行う地域の中核機関として設置。

【地域包括支援センター運営マニュアル2訂を一部編集】

このような役割を地域包括支援センターが果たせるよう、地域包括支援センターの設置者（設置・運営法人）には、「包括的支援事業の効果的な実施のために、**①介護サービス事業者、②医療機関、③民生委員法に定める民生委員、④被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態の軽減若しくは悪化の予防のために事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない**」という努力義務が課せられている。

（介護保険法第115条の46第7項より）

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定」と、「地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進」のために

点（個別）の支援と、センターの活動基盤となる面（地域）

への働きかけを一体的に行う機関

地域包括支援センターの主な業務



総合相談支援業務

- 総合相談支援
- 地域包括支援ネットワーク構築
- 高齢者実態把握

権利擁護業務

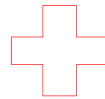
- 高齢者虐待の防止及び対応
- 判断能力を欠く常況にある人への支援（成年後見制度の活用促進等）
- 消費者被害の防止及び対応

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 個別ケアマネジメント支援
- 地域のケアマネジメントの環境整備

介護予防ケアマネジメント

- 要支援者等を対象とした、介護予防に資するケアマネジメント



地域ケア会議

- 個別ケア会議
- 地域ケア圏域会議
- 相談支援・ケアマネジメント会議

川崎市地域包括支援センターの職員体制

包括担当エリアの高齢者人口5,500人未満

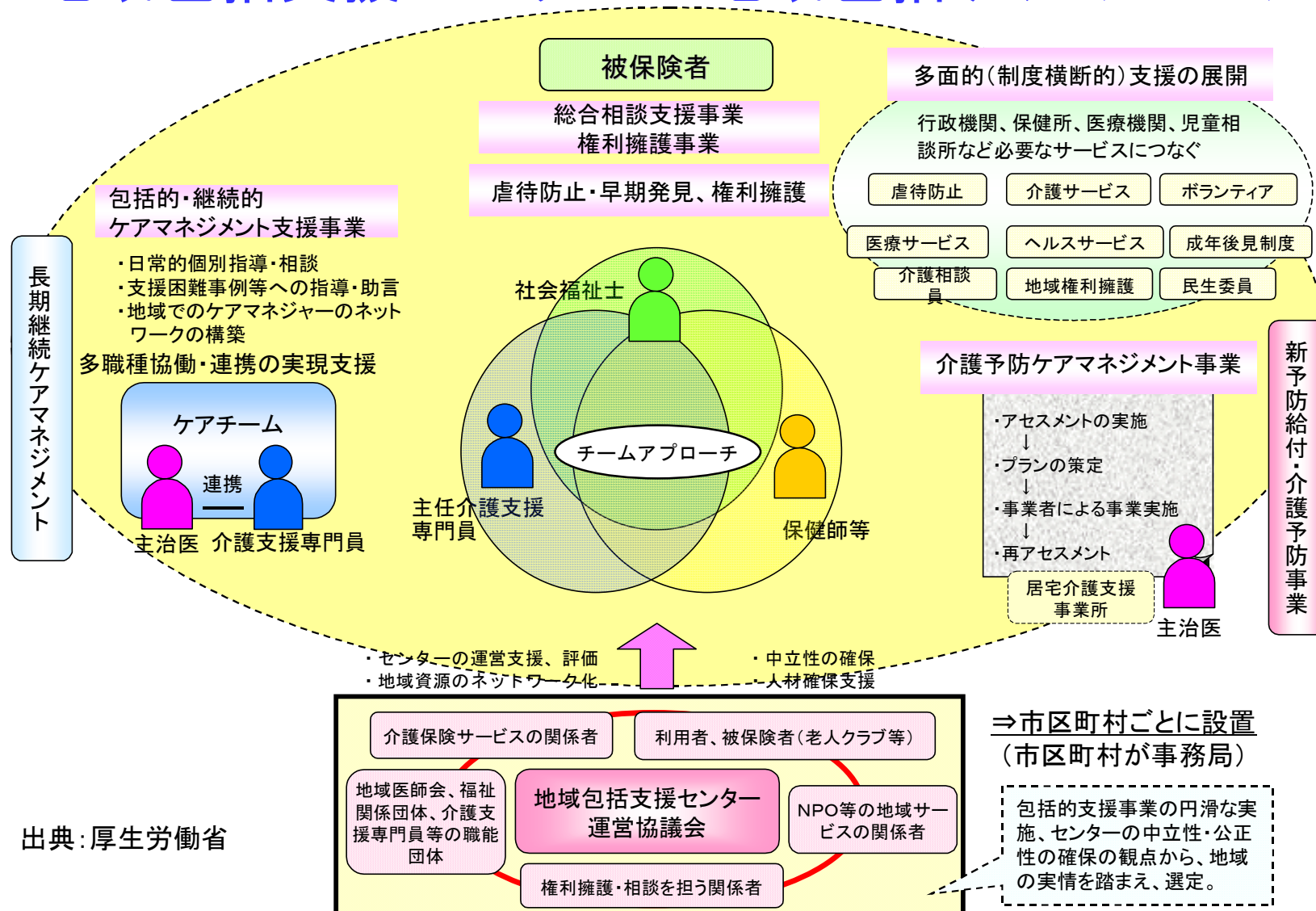


【増員基準】

包括担当エリアの高齢者人口5,500人以上 3職種を1名増員

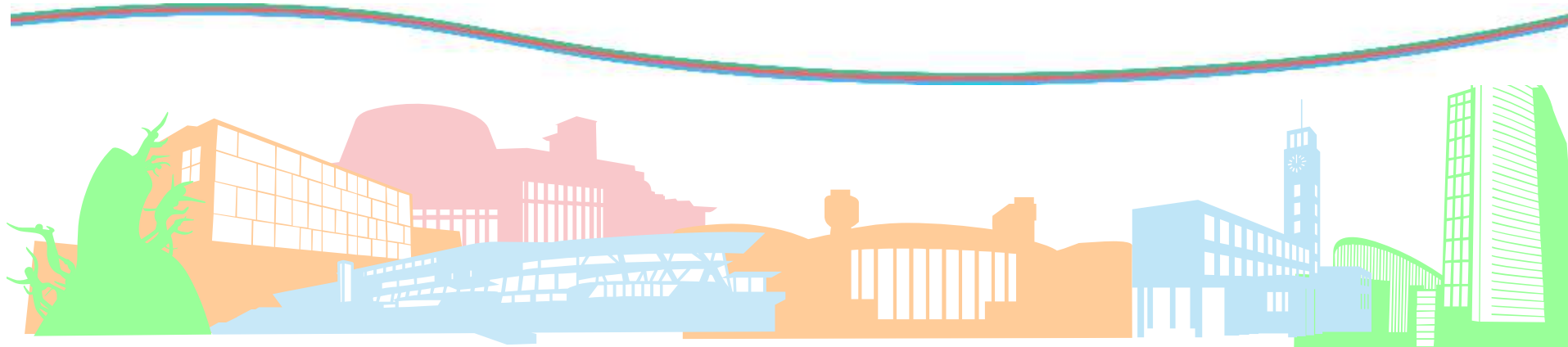
包括担当エリアの高齢者人口7,500人以上 3職種をさらに1名増員

地域包括支援センターと地域包括ケア（イメージ）



出典：厚生労働省

2 地域包括支援センター運営協議会



設置目的

運営協議会の設置目的（川崎市介護条例第5条）

- ◎ 介護保険事業の運営に関する専門的な見地からの調査審議
- ◎ 介護保険事業の運営への市民意見の反映

介護保険運営協議会 （定員20名）

- ◎ 介護保険事業の運営に関する事項
 - ・ 介護保険の執行状況
 - ・ 介護サービス事業所の運営等に関する事項
 - ・ 介護保険制度に関する事項
- ◎ 介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項
 - ・ 市単独サービスの執行状況に関する事項
 - ・ その他（法第5条第4項に規定する施策の推進等）

地域密着型サービス等部会

川崎市介護保険運営協議会規則第5条

地域包括支援センター運営協議会 （定員10名）

- ◎ 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項
- ◎ 指定介護予防支援事業者の指定に関する事項
- ◎ 法第5条第4項に規定する施策の推進
 - ・ 介護予防、地域課題及び地域の見守り支援の取組等に関する事項
（地域ケア会議としての取扱事項を兼ねる）

区地域包括支援センター運営協議会

川崎市介護保険条例第5条の3第3項

地域包括支援センター運営協議会の構成

1 設置根拠

川崎市介護保険条例第5条

2 委員の定員・構成(川崎市介護保険条例第5条の3)

(1)定員

10名

(2)構成

- ①学識経験のある者
- ②保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- ③事業者の団体の代表者
- ④被保険者
- ⑤その他市長が必要と認めた者

3 取扱事項

次の事項に係る調査・審議(川崎市介護保険条例第5条の3)

- (1)地域包括支援センターの設置・運営に関する事項
- (2)介護保険法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項
- (3)指定介護予防支援事業者の指定に関する事項

地域包括支援センター運営協議会の取扱事項



(1) 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項

- ① 地域包括支援センター事業実施方針に関すること
- ② 地域包括支援センターの設置・変更に関すること
- ③ 地域包括支援センター事業の実施状況に関すること(かわさきいきいき長寿プラン取組Ⅱの進捗管理)
- ④ 地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること
- ⑤ 地域包括支援センターの公正・中立な運営

(2) 介護保険法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項

【法第5条第4項(自治体の責務としての地域包括ケア推進の根拠)】

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、②要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに③地域における自立した日常生活の支援のための施策を、④医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域包括支援センター事業に加え、次の事項に関すること(※市地域ケア推進会議としての取扱事項を兼ねる)

- ① 介護予防事業に関すること
- ② 地域課題に関すること(※包括的支援事業(社会保障充実分): 地域ケア会議、生活支援、医療・介護連携、認知症を主とする)
- ③ その他地域包括ケアの推進に資する施策等に関すること(地域の見守り支援の取組等)

(3) 指定介護予防支援事業者の指定に関する事項

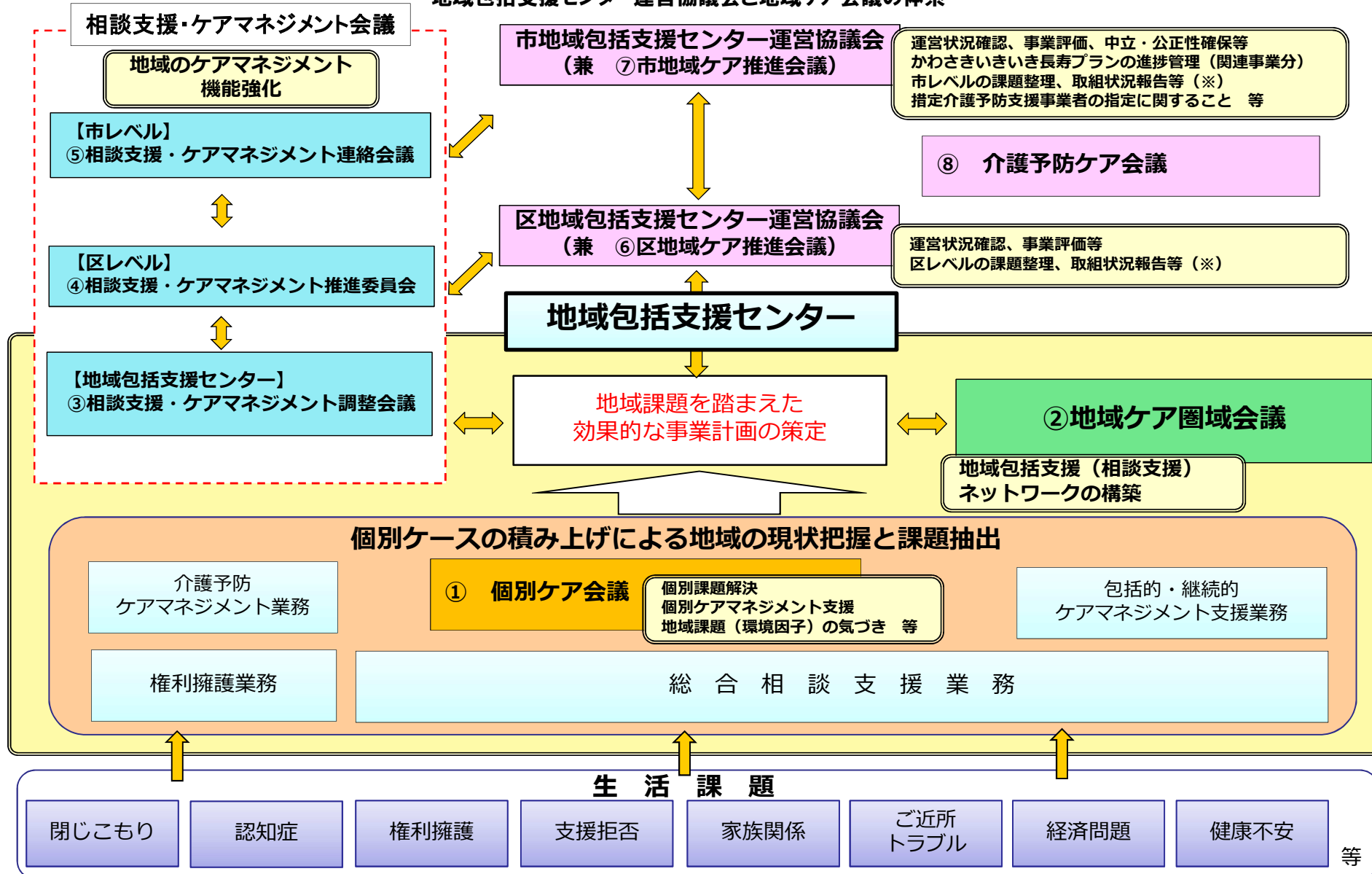
指定介護予防支援事業者の指定に関すること

区地域包括支援センター運営協議会の調査審議事項

	地域包括支援センター運営協議会	区地域包括支援センター運営協議会
構成等	設置単位：市 定員：10名 開催頻度：年2回 設置根拠：川崎市介護保険条例第5条	設置単位：行政区（7区） 定員：8名 開催頻度：年2回 設置根拠：川崎市介護保険条例第5条の3第3項
調査審議事項	◎ 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項 - 地域包括支援センター事業実施方針に関すること - 地域包括支援センターの設置・変更に関すること - 地域包括支援センター事業の実施状況に関すること - 地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること - 地域包括支援センターの公正・中立な運営	◎ 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項 - 地域包括支援センターの設置に伴う区割り設定に関すること - 地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること
	◎ 法第5条第4項に規定する施策の推進 ※市レベルの地域ケア会議としての取扱事項を兼ねる - 介護予防事業に関すること - 地域課題に関すること（※包括的支援事業（社会保障充実分）：地域ケア会議、生活支援、医療・介護連携、認知症を主とする） - その他地域包括ケアの推進に資する施策等に関すること（地域の見守り支援の取組等）	◎ 法第5条第4項に規定する施策の推進 ※区レベルの地域ケア会議としての取扱事項を兼ねる 区内の地域課題の抽出や高齢者の見守り体制の構築に関する事項等
	◎ 指定介護予防支援事業者の指定に関する事項	
	◎ 区地域包括支援センター運営協議会における調査審議の結果	

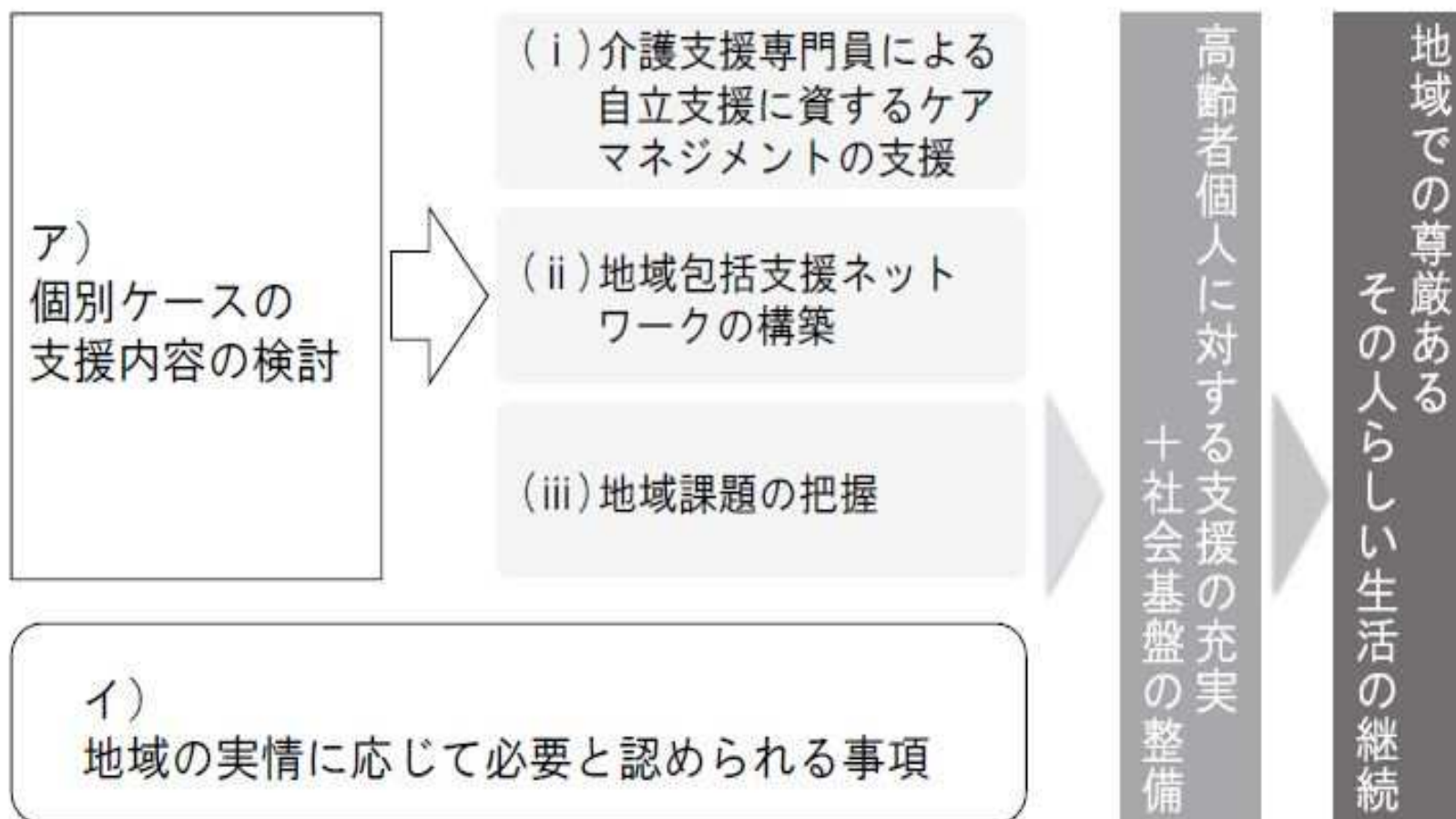
地域包括支援センター運営協議会と地域ケア会議の体系

地域包括支援センター運営協議会と地域ケア会議の体系



【参考】地域ケア会議

地域ケア会議の機能と目的（『地域ケア会議運営マニュアル』）



【参考】地域ケア会議の種類

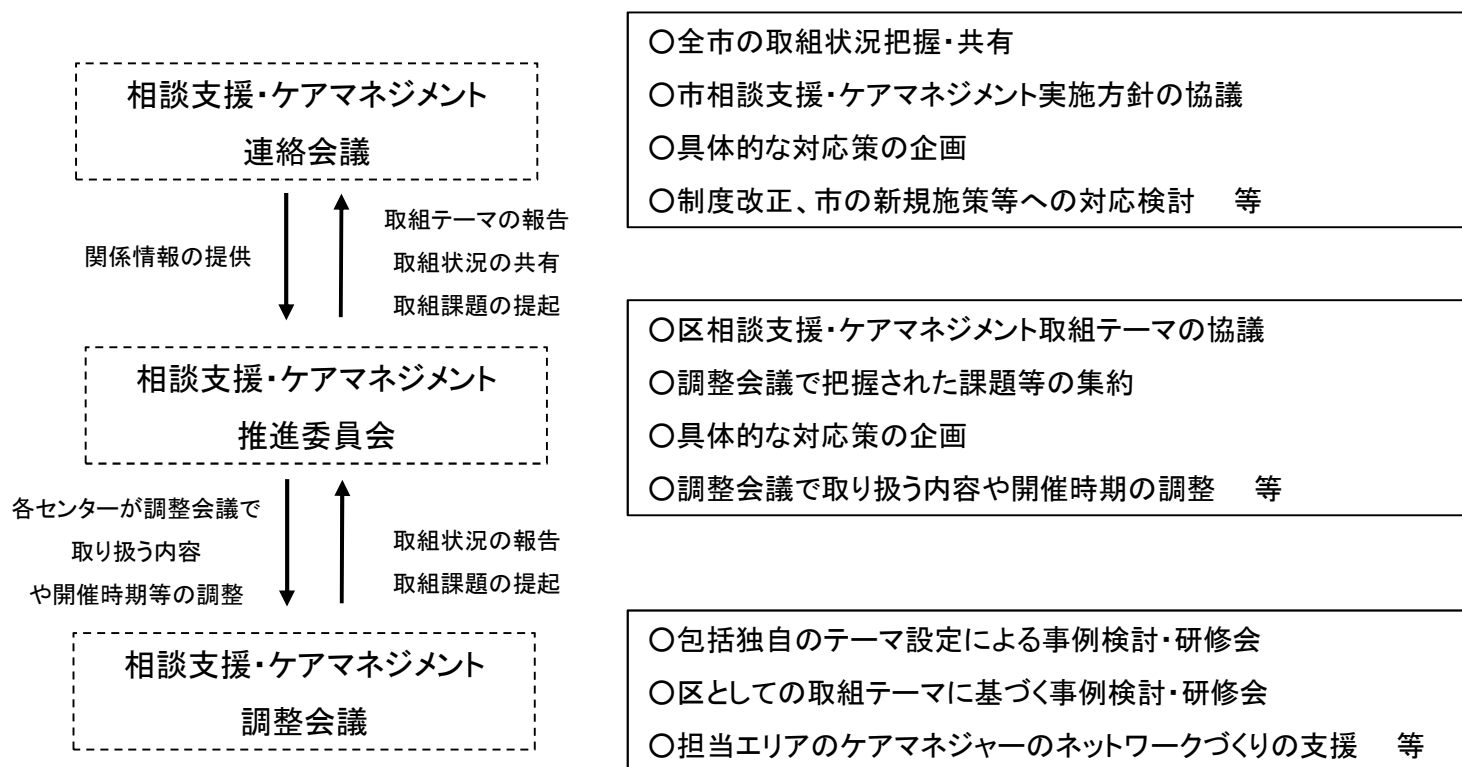
会議の種類		主催	主な参加者	頻度	主な機能
①個別ケア会議		地域包括支援センター、区役所	区、介護支援専門員、医療関係職種、権利擁護専門職、民生委員児童委員、生活支援コーディネーター 等	随時	個別課題解決、個別ケアマネジメント支援、地域課題（環境因子）の把握 等
②地域ケア圏域会議		地域包括支援センター	区、民生委員児童委員、町内会・自治会、介護支援専門員、ボランティア、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、介護事業所 等	年3～4回	地域包括支援（相談支援）ネットワークの構築 地域包括支援センターの取組方針・実績等の説明・共有 等
相談支援・ケアマネジメント会議	③相談支援・ケアマネジメント調整会議	地域包括支援センター	介護支援専門員、区	年3～4回	包括的・継続的なケアマネジメントの実践に向けた事例検討・研修会、関係者の連携等
	④相談支援・ケアマネジメント推進委員会	区役所	介護支援専門員、地域包括支援センター、地域リハビリテーションセンター	年3～4回	区レベルのケアマネジメント機能の強化に向けた区取組テーマの設定、関係者の連携・調整等
	⑤相談支援・ケアマネジメント連絡会議	市	介護支援専門員、地域包括支援センター、区、総合リハビリテーション推進センター	年3～4回	市レベルのケアマネジメント機能の強化に向けた方針策定、関係者の連携・調整等
地域ケア推進会議	⑦区地域包括ケア推進会議	区役所	区地域包括支援センター運営協議会と一体開催	年2回	区レベルの課題整理・取組状況等の報告
	⑧市地域包括ケア推進会議	市	川崎市地域包括支援センター運営協議会と一体開催	年2回	市レベルの課題整理・取組状況等の報告 政策形成機能
⑧介護予防ケア会議		市・区	市、区、地域包括支援センター、地域リハビリテーション支援拠点、生活支援コーディネーター	各区 年3～4回	介護予防・自立支援の推進に向けた事例レベルの検討、関係者の認識共有 等

【参考】相談支援・ケアマネジメント会議（地域のケアマネジメント機能強化）

相談支援・ケアマネジメント会議は、地域ケア会議の機能（※法第115条の48）のうち、特に「地域のケアマネジメント機能」の強化（自立支援に資する包括的・継続的ケアマネジメントの実践等）に取り組むため、関係者の協議の場として、市レベル・行政区レベル・地域包括支援センター担当エリアレベルのそれぞれに設置。

ケアマネジメント機能強化に関する取組状況について、地域包括支援センター運営協議会に適宜報告を行う。

相談支援・ケアマネジメント会議の体系



【参考】地域ケア会議の種類

会議の種類	単位	主な役割	個別課題 解決機能	ネットワー ク構築機能	地域課題 発見機能	地域づく り・資源開 発機能	政策形成 機能
個別ケア会議	包 括 (区)	個別ケースへの 対応検討	◎	○ 支援者同士 の関係構築	△ 相談体制等 の課題把握	△ 必要に依じ て実施	—
地域ケア圏域会議	包 括	地域包括支援 ネットワーク構 築のための協議	△	◎	○	○	—
相談支援・ケアマ ネジメント会議	市・区 包 括	ケアマネジメン トの機能強化	△	◎	○	○	—
地域ケア推進会議 (地域包括支援セ ンター運営協議 会)	市・区	市・区レベルの 課題整理、取組 状況等の報告	—	△	◎ 課題の検討	△ 状況把握	◎ 対応の検討 実施状況の 把握
地域ケア推進会議 (地域包括支援セ ンター運営協議 会)	市・区	市・区レベルの 課題整理、取組 状況等の報告	—	△	◎ 課題の検討	△ 状況把握	◎ 対応の検討 実施状況の 把握
介護予防ケア会議 (市・区レベルの 事例検討)	市・区	介護予防・自立 支援の推進に向 けた検討	△ 主たる目的 としない	○ 関係機関の 連携	◎ 事例レベル の情報蓄積	◎ 足りない 資源の把握	○ 事例を通じ た気づき